

(七)

訪問系サービス事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
1	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
	サービス内容	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	年 月 日	
2	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
	サービス内容	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	年 月 日	
3	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
	サービス内容	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	年 月 日	

(八)

訪問系サービス事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
1	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
	サービス内容	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	年 月 日	
2	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
	サービス内容	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	年 月 日	
3	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
	サービス内容	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	年 月 日	

(九)

短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計
1		年 月 日から		
		年 月 日まで		
2		年 月 日から		
		年 月 日まで		
3		年 月 日から		
		年 月 日まで		
4		年 月 日から		
		年 月 日まで		
5		年 月 日から		
		年 月 日まで		
6		年 月 日から		
		年 月 日まで		
7		年 月 日から		
		年 月 日まで		
8		年 月 日から		
		年 月 日まで		
9		年 月 日から		
		年 月 日まで		
10		年 月 日から		
		年 月 日まで		
11		年 月 日から		
		年 月 日まで		
12		年 月 日から		
		年 月 日まで		

(十)

生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
1	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量 (月あたり)
	サービス内容	契約日	日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	年 月 日	
2	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
	サービス内容	契約支給量 (月あたり)	日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	年 月 日	
3	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約支給量
	サービス内容	契約支給量 (月あたり)	日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	年 月 日	

(十一)

療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄		
番号	事業者及びその事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日
1		入所(居)日 年 月 日
		退所(居)日 年 月 日
2		入所(居)日 年 月 日
		退所(居)日 年 月 日
予備欄		

(十二)

就労定着支援・自立生活援助事業者記入欄		
番号	事業者及びその事業所の名称	利用開始日 利用終了日
1		契約日 年 月 日
		サービス提供終了日 年 月 日
2		契約日 年 月 日
		サービス提供終了日 年 月 日
予備欄		

(十三)

注意事項欄
1 この証は、各面をよく読んで大切に持ってってください。
2 指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当事業所に提示してください。
3 療養介護を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証等及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。
4 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、指定障害福祉サービス等に要した費用(食費、光熱水費等を除く。)の1割です。ただし、六面の負担上限月額欄に記載された金額が1月当りの上限になります。また、食事等に要する費用について、特定障害者特別給付費欄に記載する額を1日当りの上限として支給します。なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合等は市の窓口にお問い合わせください。
5 負担上限月額及び特定障害者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市に提出してください。
6 支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、市にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(十四)

注意事項欄
7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、市に支給申請をしてください。(サービスの種類によっては、障害支援区分の(変更)認定を受ける必要があります。)
8 この証の一、六面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
9 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、市にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、市に届け出てください。
10 この証を破損し、汚し、又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市に返してください。
11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市に返してください。
12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
13 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。